

Web 明細サービス 利用特約

第1条（本特約の趣旨）

本特約は、「d カード利用規約(会員規約)」(以下、「会員規約」といいます)に規定する利用代金明細情報を、インターネット等で閲覧することができる「Web 明細サービス」(以下、「本サービス」といいます)を利用するための特約を定めたものです。

なお、本特約で特に定義されていない用語については、会員規約の用語の定義にしたがうものとします。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用にあたり、会員は、本特約の各条項が本サービスを利用するための契約（以下「本サービス利用契約」といいます）の内容となることを承認したうえで、当社指定の方法により本サービスの利用登録（以下「利用登録」といいます。）を行ってください。会員は、利用登録の完了後に本サービスを利用することができます。なお、本サービスは、インターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。

2 カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約（以下、本項において「旧 d カード契約」といいます）を締結していた本会員が、旧 d カード契約の解約申込みと同時に行う「4363」、「5344」又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく d カード契約締結の申込み（以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます）を行う場合において、本会員が解約新規申込までに旧 d カード契約にかかる利用登録を完了していないとき（旧 d カード契約にかかるご利用登録にて設定したご利用携帯電話番号を変更又は抹消した後に、再度利用登録を行っていないときも含みます）、解約新規申込完了後は、本会員は旧 d カード契約にかかる利用登録を行うことはできません。本会員は、解約新規申込の前までに必ず旧 d カード契約にかかる利用登録を完了してください。

第3条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類及び内容）

本サービスを利用する上で必要となるサービス利用環境（以下「サービス利用環境」といいます）の詳細は、サービスサイトにて指定するものとします。なお、当社がサービス利用環境を変更した場合、会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。

第4条（利用代金明細情報の確認方法）

会員は、パソコン又はスマートフォンから会員専用サービスサイトにアクセスし、利用代金明細情報をダウンロードの上閲覧するものとします。会員は、必要に応じてダウンロードした利用代金明細情報を保存、印刷してください。なお、当社指定アプリを利用して利用代金明細情報を閲覧することも可能です（ただし、当社指定アプリを利用する場合は、

利用代金明細情報の閲覧のみとなります。)

第5条（通知）

1 本会員は、利用代金明細情報を閲覧可能な状態にした旨の電子メールによる通知（以下「ご利用額お知らせメール」といいます）を希望する場合、当社所定の方法により申込を行ってください。当社は本会員からの申込を承諾した場合に、「ご利用額お知らせメール」をお送りします。ご利用額お知らせメールの送信先、送信開始時期、送信停止などの詳細条件は、サービスサイトに定めるものとします。なお、家族会員は「ご利用額お知らせメール」を利用することはできません。

2 本会員は、当社から送信するご利用額お知らせメールを受信可能な状態にしておく必要があります。当社へのご利用額お知らせメールの送信先メールアドレスの変更の届出が行われなかったこと等、本会員の責めに帰すべき事由により、ご利用額お知らせメールが受信できない状態が一定期間継続する等した場合、当社のご利用額お知らせメールを停止します。

3 当社は、当社からご利用額お知らせメールを送信した時点で本会員に到達したものとみなします。

第6条（利用代金明細書の送付）

1 本会員は、本サービスの利用に追加して利用代金明細書の送付を希望するときは、会員規約の定めに従い、当社所定の方法により届け出るものとします。なお、利用代金明細書の送付には、会員規約の定めに基づき手数料がかかりますが、ご利用明細書に法定事項が含まれる場合、または年会費のみの請求の場合など、当社が別途定める場合には手数料はかかりません。

※家族会員分のみ利用代金明細書の送付はできませんので、家族会員が利用代金明細書の送付を希望する場合は、本会員が利用代金明細書の送付の希望を当社へ届ける必要があります。

2 当社は、インターネット環境、本サービスを提供するシステムに係る障害等の諸事情により、本会員による利用代金明細情報の閲覧およびダウンロードが不可能と認められる場合その他当社が利用代金明細情報の郵送その他の方法による交付が必要と判断した場合は、会員に対して、利用代金明細情報を郵送その他当社が適当と認める方法で送付し、交付することができるものとします。

3 理由の如何を問わず、d カード契約が終了した場合は、本サービス利用契約も同時に解約したものとみなします。この場合、当社は本会員の届出住所に利用代金明細書を送付します。

第7条（特約の変更）

当社は、法令で認められた範囲内で、当社が適当と判断する方法で、本特約を変更できるものとします。この場合には、会員規約における規約の変更に係る定めに従います。

第8条（会員規約の適用）

本特約は、会員規約の一部であり、会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

附則（2022年6月1日）

1. 本規約は、2022年6月1日から適用されるものとします。

附則（2023年7月31日）

1. 本規約は、2023年7月31日から適用されるものとします。

附則（2024年1月24日）

1. 本規約は、2024年1月31日から適用されるものとします。